

【公布された条例等のあらまし】

● 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第40号）

- 1 避難所の設置のために支出する費用等の限度額の引上げを行うこととした。
- 2 この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用することとした。